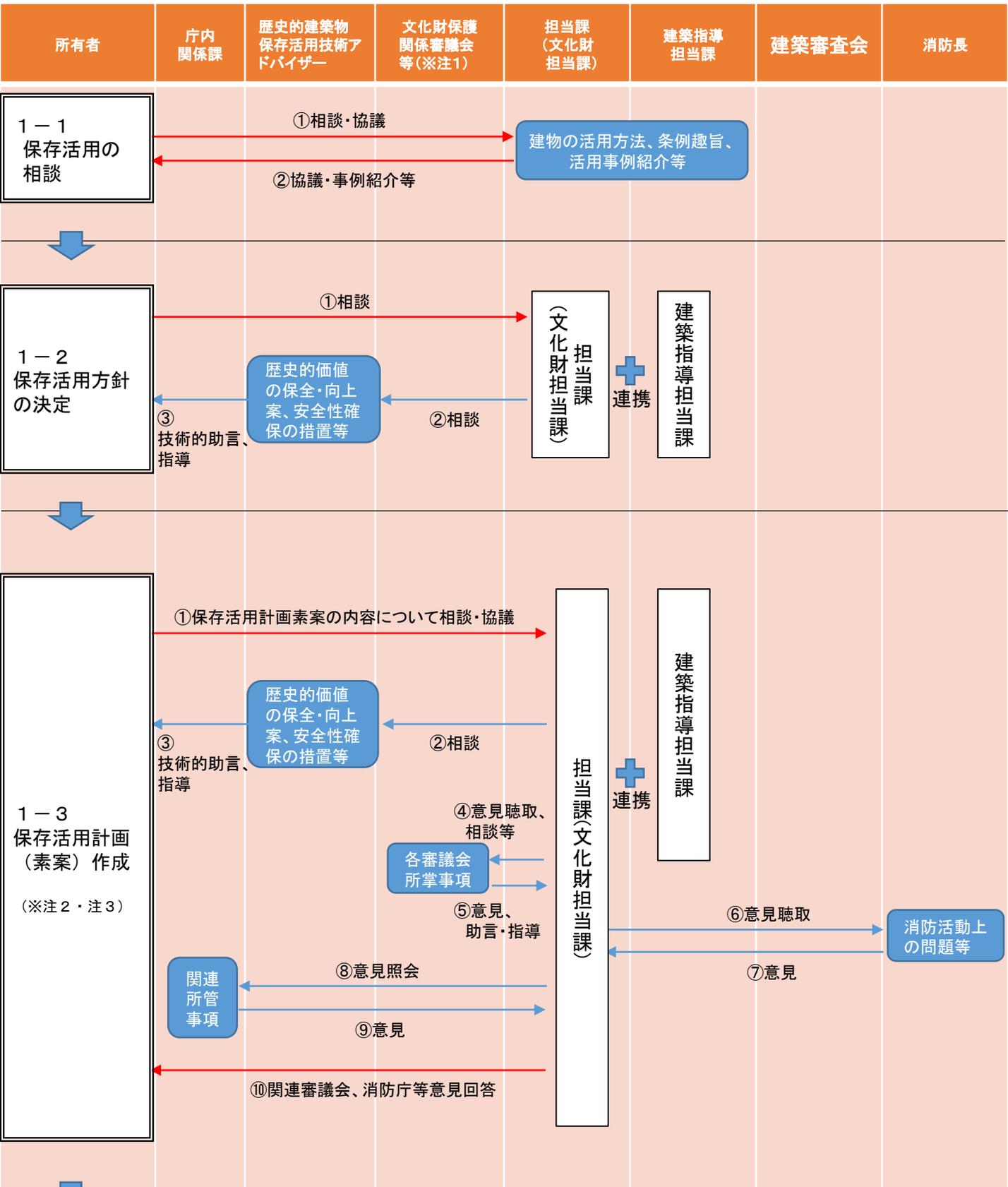
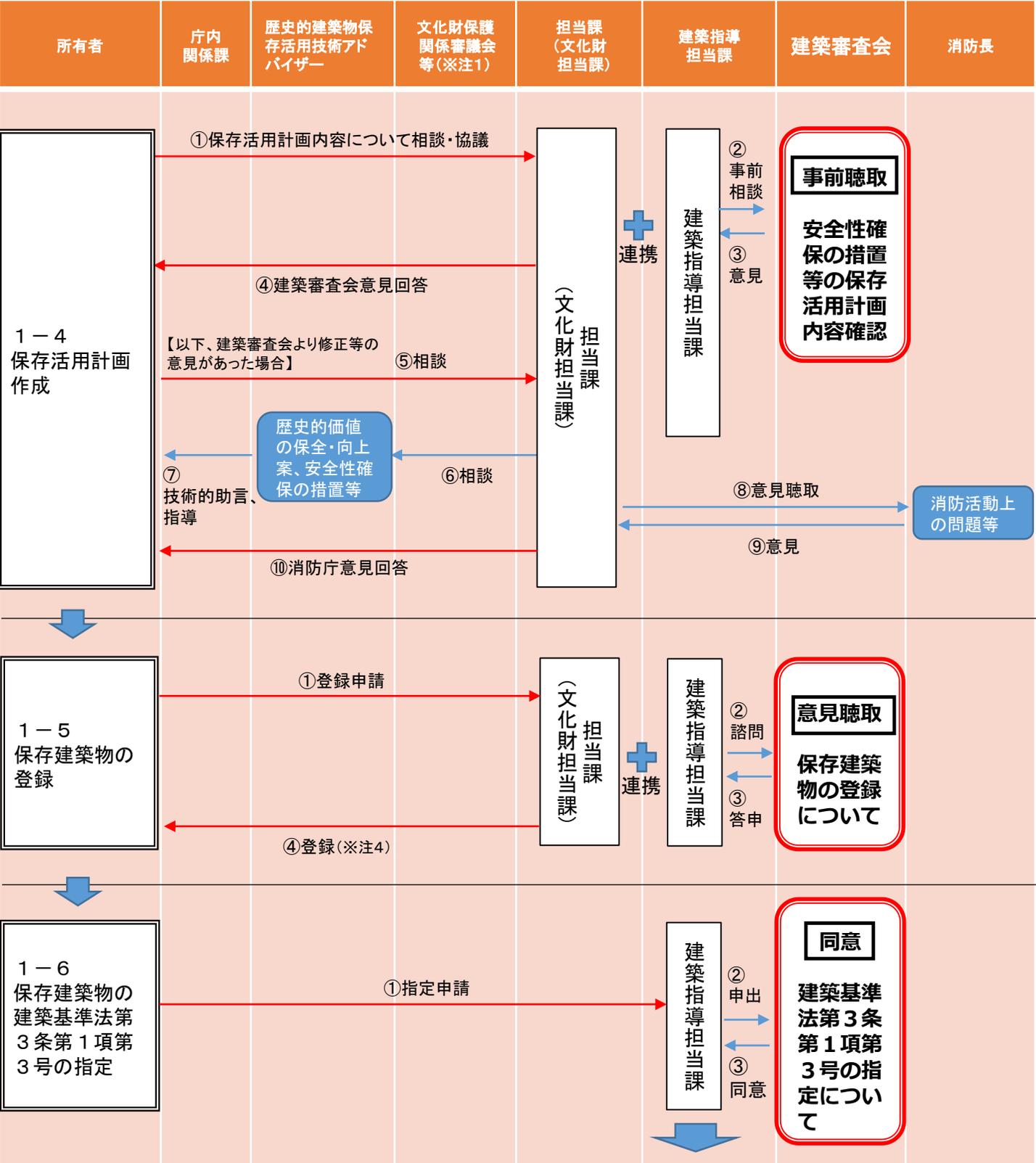


# 歴史的建築物の保存建築物登録等手続きの手順

【第1段階】 歴史的建築物の保存建築物登録及び建築基準法適用除外までの流れ





## 保存建築物の建築基準法の適用の除外の指定

※注1 文化財保護審議会、伝統的建造物群保存地区保存審議会(修理修景技術アドバイザー)、重要文化的景観保存活用検討委員会等  
 ※注2 近江八幡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例 第3条第2項に規定する保存活用計画をいう(以下同じ)。  
 ※注3 関連審議会、消防庁、庁内関係課より修正等意見がある場合は、素案を修正し、修正後に「1-3 保存活用計画素案作成」の手順を保存活用計画が作成できるまで行う。  
 ※注4 建築審査会より保存活用計画の修正等意見の答申を受けた場合は、「1-4 保存活用計画の作成」⑤以降の手順により計画を修正し、修正後に再度「7. 保存建築物の登録」の手順を行う。



※ 保存活用計画の登録事項の変更の場合

